

# SoftBank ブロードバンド ADSL 個別規定

ソフトバンク株式会社

## 第1章 総則

### 第1条 (適用範囲)

1. 当社は、この SoftBank ブロードバンド ADSL 個別規定および「SoftBank ブロードバンドサービス」基本規約(以下「基本規約」といいます。)に基づき SoftBank ブロードバンド ADSL サービスを提供します。
2. この ADSL 個別規定は、基本規約第2条(3)に定める個別規定として ADSL サービスの利用条件を定めるものです。

### 第2条 (定義)

本規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「SoftBank ブロードバンド ADSL」(ADSL サービス)とは、非対称加入者線伝送(ADSL)方式等を用いた電気通信サービスおよびインターネット接続を行う電気通信サービスの総称をいいます。
- (2) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、または電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。
- (3) 「ADSL 利用契約」とは、ADSL サービスを利用するための本規定に基づく利用契約をいいます。
- (4) 「ADSL 会員」とは、当社と ADSL 利用契約を締結し、これを利用する者をいいます。
- (5) 「利用者回線」とは、協定事業者等の電話サービス契約約款に基づいて、電話サービス取扱所と ADSL 利用契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいい、ADSL 利用契約の申込者が指定する加入電話契約に係るものをいいます。
- (6) 「契約者回線」とは、協定事業者等の専用サービス契約約款に基づいて、電話サービス取扱所と ADSL 利用契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。
- (7) 「サービス会員回線」とは、利用者回線および契約者回線をいいます。
- (8) 「提携事業者」とは、当社と提携する本規定の別表に定める事業者をいいます。
- (9) 「接続機器」とは ADSL サービスを利用するために必要な接続機器として当社が指定するモデム等の機器をいいます。なお、ADSL 会員が接続機器をレンタルして利用する場合は、当社が別途定める「接続機器レンタル個別規定」の条件に従うものとします。

## 第2章 ADSL サービスおよび ADSL 利用契約

### 第3条 (ADSL インターネット接続サービスの区分)

1. ADSL サービスには、次の二つの区分があります。

- (1) 利用者回線型（利用者回線を使用して提供するもの）
  - (2) 契約者回線型（契約者回線を設置して提供するもの）
2. 本条に定める ADSL サービスの区分の変更はできないものとします。

#### 第4条（契約の単位）

当社は、サービス会員回線 1 回線ごとに 1 つの ADSL 利用契約を締結します。この場合、ADSL 会員は、1 つの ADSL 利用契約につき 1 名に限ります。

#### 第5条（契約の成立）

1. ADSL 利用契約は、基本規約第 3 条に従い申込者により ADSL サービスの申込がなされ、かつ協定事業者等および当社が当該申込を承諾することを条件として、協定事業者等が当該申込者のサービス会員回線に係る電話サービス取扱所内の工事を完了した日の翌日を 1 日目として 7 日目に成立します。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には ADSL サービスの申込を承諾しないことがあります。
  - (1) ADSL サービスの申込者とサービス会員回線に係る協定事業者等との契約名義人が同一の者とならないとき
  - (2) 本サービス提供の対象となるサービス会員回線について、既に他の電気通信事業者との間で ISDN サービス、ADSL サービス、その他 ADSL サービスと両立しない他のサービス契約が締結されているとき
  - (3) サービス会員回線と相互接続通信を行う協定事業者等の承諾が得られないとき、その他当社と協定事業者間との相互接続協定の条件に合致しないとき
  - (4) 契約者回線型に関し、ADSL サービスを提供するために必要な契約者回線を設置することまたは保守することができないとき、もしくは著しく困難なとき
  - (5) 契約者回線型の申込者が、既に同一の住所等において契約者回線型を利用しているとき
  - (6) 当社の業務の遂行に著しく支障があるとき

#### 第6条（提携事業者との契約）

1. 当社は、ADSL サービスの提供条件として、当社が指定する提携事業者が提供するサービスの契約（以下「サービス契約」といいます。）の締結を条件とする場合があります。
2. ADSL 会員が前項のサービス契約を行わない場合、提携事業者が前項の契約を拒絶した場合、または前項の契約が終了した場合には、当社は利用契約の申込を拒絶し、または利用契約を解除できるものとします。
3. ADSL 会員と提携事業者との間にて締結される契約については、当社と ADSL 会員にて締結される利用契約とは別個の債権債務（損害賠償請求権を含みます。）関係を構成するものとします。従って、サービス契約に起因して生じた一切のトラブルについては、当社は何ら責任を負わないものとします。
4. 当社は、提携事業者のサービス契約に基づくサービスその他一切の事項について品質を保証せず、一切の責任を負いません。
5. 当社は、ADSL 利用契約中において、提携事業者が提供するサービス契約の利用に関し、提

携事業者の定めるサービス約款に違反し、携事業者からサービス契約の利用を停止する旨の連絡を当社が受けたときは、ADSL サービスの提供を停止できるものとします。

6. 当社は、基本規定第 31 条に従い ADSL 会員から変更の届出をうけた場合、ADSL 会員と携事業者とのサービス契約を維持する目的で、氏名、住所、電話番号を携事業者に提供するものとします。
7. 会員と携事業者とのサービス契約が終了した場合には、利用契約も当該携事業者のサービス契約が終了した日の属する月の末日をもって当然に終了します。

#### **第 7 条 (利用料金等)**

ADSL サービスの利用料金、工事費、手数料等は、当社が別途定める料金表のとおりとします。

#### **第 8 条 (利用料金等の計算方法)**

当社は、ADSL サービスの利用料金について、本規定に別段の定めがある場合を除いて毎月末日締めにて締め切り、当該月末日が属する料金月の利用料金を請求するものとします。なお、ADSL 利用契約開始月については、第 5 条第 1 項に定める契約成立日から当該月末日までの間の利用料金等を日割り計算するものとします。

#### **第 9 条 (契約の種類・条件等の変更の申込、完了)**

1. ADSL 会員は、ADSL サービスの種類その他の条件変更（以下「サービス変更」といいます。）を希望する場合は、当社所定の方法をもって申込を行うものとします。
2. 前項に従いサービス変更の申し込みを行い、その申し込みを当社が承諾しサービス変更した日をサービス変更完了日とします。サービスの変更完了日は当社所定の方法をもって会員へ通知するものとします。
3. サービス変更を完了した場合、サービス変更完了日を含む月は従前のサービスの利用料金を適用し、サービス変更完了日を含む月の翌月より変更後の料金で請求するものとします。

#### **第 10 条 (住所の移転)**

1. ADSL 会員が住所等を移転する場合で、その移転先が、移転の時に ADSL サービス提供地域である場合は、ADSL 会員は移転先において ADSL 利用契約を継続することを当社に対して申込むことができるものとします。但し、移転先によっては、技術上その他の理由により ADSL サービスの提供ができない場合があることを、ADSL 会員はあらかじめ了承するものとします。
2. ADSL 会員が前項の申込を行う場合は、ADSL 会員が移転する事前に行うものとし、その手続きについては、第 5 条の規定が準用されます。また、ADSL 会員は当社の移転手続きに係る協定事業者等に支払うべき工事費等その他の料金を支払うものとします。
3. 本条第 1 項の申込がなされた場合、ADSL 会員の移転後、ADSL サービス開始までの期間についても、ADSL 会員は ADSL サービスに係る利用料金等を支払う義務を負うものとします。
4. 本条第 1 項の申込がなされたにもかかわらず、当社が当該申込に対する承諾をせず、または、ADSL 会員が当該申込を取り消した場合、ADSL 会員が移転した時に ADSL 利用契約の解約の通知がなされたものとみなします。この場合は、ADSL 利用契約に関し、当社は基本規約第 2 3 条の解約の手続を行うものとします。

5. ADSL 会員が住所等に移転する場合で、本条第 1 項の申込をしない場合、またはその移転先が、移転の時に当社が ADSL サービスを提供していない地域である場合、ADSL 利用契約に関し、ADSL 会員は基本規約第 23 条の規定に従い解約の通知を行うものとします。
6. 前項の解約通知がなされず、もしくは解約通知が遅れたことにより、解約手続が遅れた場合でも、ADSL 会員は ADSL 利用契約の終了までに発生する当社に対する利用料金等の債務を支払うものとします。
7. ADSL 会員が住所等に移転したにもかかわらず本条第 1 項の申込を行わないことにより当社からの通知・連絡等が到達しない場合、または ADSL 会員の住所等が判明しない場合には、当社は、基本規約第 24 条の規定に従い当社の判断により ADSL 利用契約を解除することができるものとします。

#### **第 10 条の 2 (ADSL 会員による ADSL サービスの利用休止と利用再開)**

1. 当社は、ADSL 会員（利用者回線型の会員に限る。以下、本条および次条において同じ）から通知があったときは、当該通知のあった日の月末日をもって ADSL サービスの利用休止（利用契約を維持したまま、ADSL サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます）を行います。
2. 前項に基づく利用休止を行った ADSL 会員が、ADSL サービスの利用の再開を希望する場合には、ADSL 会員は当社所定の手続きに従い当該利用休止の解除（以下「利用再開」といいます。）の通知を行うものとします。ADSL 会員から利用再開の通知がなされ、当社に当該通知が到達した場合、当社は利用再開に必要な手続等を行った上で、ADSL サービスの提供を再開するものとします。但し、技術上その他の理由により利用再開が困難な場合があることを ADSL 会員は了承するものとします。
3. ADSL 会員の利用休止期間が 12 ヶ月を超えた場合、ADSL 会員は、当社の指示に従い、貸与された接続機器を返還する必要があります。
4. ADSL 会員の利用休止期間が 12 ヶ月を超えた場合または次条に定める休止手数料を支払わない場合であって期間を定めた催告を受けたにもかかわらずその事由が解消されない場合、当社は ADSL 会員に通知の上、ADSL サービスの利用契約を解除できるものとします。

#### **第 10 条の 3 (利用休止時における利用料金の取扱い)**

1. 前条に基づき ADSL サービスの利用休止を行った場合、利用休止の日をもって当社は ADSL 会員の ADSL サービスに係る利用料金の課金を停止するものとします。なお、ADSL サービスの利用休止を行った場合であっても、ADSL 会員がすでに利用した ADSL サービスにかかる利用料金全額の支払い義務を免れないものとします。
2. 利用休止中は、ADSL 会員は当社所定の休止手数料を支払うものとします。
3. 利用再開の際に ADSL サービスにかかる利用料金の課金を再開する日は、利用再開日の属する月の翌月 1 日とします。また、利用再開にあたり、協定事業者等の回線接続工事等の費用を要する場合には、当該利用再開に係る費用は ADSL 会員の負担とします。

### **第 3 章 雑則**

## 第 11 条（協定事業者との契約）

1. ADSL 会員が ADSL サービスの提供をうけるためには、当社の他に、協定事業者等との契約および当該契約に基づく料金等の支払いが必要となる場合があります。
2. ADSL 会員が前項の契約を行わない場合、協定事業者等が前項の契約を拒絶した場合、または前項の契約が終了した場合、当社は ADSL 利用契約の申込を拒絶し、または ADSL 利用契約を解除できるものとします。
3. 当社は、契約申込受付手続、代金の支払その他の手続等を自ら代行し、あるいはこれらを他の電気通信事業者等に委託することができるものとします。
4. 前項の代行の有無にかかわらず、ADSL 会員と協定事業者等との間の契約に関する債権債務（損害賠償請求権を含みます。）は ADSL 会員に帰属し、また当該契約に関する一切のトラブルは ADSL 会員と協定事業者等との間で処理するものとし、当社は何ら責任を負わないものとします。
5. 当社は、協定事業者等の管理する電気通信設備および協定事業者等の提供するサービスの品質を保証せず、一切責任を負うものではありません。
6. 当社は、利用料金等の額の算出その他 ADSL サービスの提供に必要な場合には、協定事業者等から協定事業者等の保有する ADSL 会員の情報を取得できるものとし、ADSL 会員は、あらかじめ異議なくこれを了承するものとします。

## 第 12 条（協定事業者等からの通知）

ADSL 会員は、当社が利用料金等の適用にあたり必要があるときに、協定事業者等から料金または初期費用を適用するために必要な ADSL 会員の情報の通知を受けることについて、承諾するものとします。

## 第 13 条（BBTV サービスとのセット値引きに関する特約）

削除

## 第 14 条（SoftBank ブロードバンドステッププランに関する特約）

1. ADSL サービスのうち SoftBank ブロードバンドステッププランに関しては、以下に定める期間を契約期間として提供されるものとします。SoftBank ブロードバンドステッププランの契約期間は申込日によって異なります。

### <2009 年 3 月 11 日以前に申込を行った ADSL 会員>

- (1) 新規に SoftBank ブロードバンドステッププランの申込みをした場合は、第 8 条に定める課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の末日までを契約期間とします。
- (2) SoftBank ブロードバンドステッププラン以外の ADSL サービスから SoftBank ブロードバンドステッププランにサービス変更をした場合は、サービス変更完了日が属する月の翌月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の末日までを契約期間とします。
- (3) 契約期間が経過する前に、SoftBank ブロードバンドステッププランの利用契約を解約した場合、ADSL 会員は解除料 5,000 円（税抜）を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。
- (4) 当社が提供する固定ブロードバンドサービス（付随するオプションサービスを含む）を

同月内に解約することにより解除料が重複して発生する場合は、10,000円（税抜）を解除料の上限金額として当社に対して支払うものとします。

#### <2009年3月12日以降に申込を行ったADSL会員>

- (1)新規にSoftBankブロードバンドステッププランの申込みをした場合は、第8条に定める課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24ヵ月目の末日までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申込を行わなかった場合は、更に24ヵ月間を契約期間として自動更新されるものとします。
  - (2)SoftBankブロードバンドステッププラン以外のADSLサービスからSoftBankブロードバンドステッププランにサービス変更をした場合は、サービス変更完了日が属する月の翌月を1ヵ月目として、24ヵ月目の末日までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申込を行わなかった場合は、更に24ヵ月間を契約として自動更新されるものとします。
  - (3)契約期間の満了月以外の月に、SoftBankブロードバンドステッププランの利用契約を解約した場合、ADSL会員は解除料9,500円（税抜）を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。
  - (4)当社が提供する固定ブロードバンドサービス（付随するオプションサービスを含む）を同月内に解約することにより解除料が重複して発生する場合は、10,000円（税抜）を解除料の上限金額として当社に対して支払うものとします。
2. SoftBankブロードバンドステッププランからその他の当社が提供するサービスにサービス変更をした場合は、サービス変更完了日が属する月の翌月1日をもって契約期間が解除されるものとします。
  3. 第10条の2に定める利用休止期間中は契約期間に含まれず、契約期間の満了月は利用休止月数に応じて1ヵ月単位で延長するものとします。また、会員が月の途中でSoftBankブロードバンドステッププランの利用を再開した場合、当該月は契約期間に含まれないものとします。

#### 附則1

SoftBankブロードバンドステッププランへの新規申し込みの受付および当社が提供する他のブロードバンドサービスからSoftBankブロードバンドステッププランへのサービス変更の受付については、2013年9月2日を以って終了するものとします。

(2005年9月1日制定実施)

(2005年11月15日改定)

(2005年12月1日上記改定実施)

(2006年3月15日改定)

(2006年4月1日上記改定実施)

(2007年3月15日改定)

(2007年3月31日上記改定実施)

(2007年6月15日改定)

(2007年7月1日改定実施)

(2008年12月1日改定実施)

(2009年3月12日改定実施)

(2011年12月1日改定実施)

(2012年11月1日改定実施)

(2013年9月3日改定実施)

(2014年10月2日改定実施)